

第 1 4 2 3 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市成年後見制度利用促進審議会条例……………5
 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例……………7
 甲府市個人情報保護条例及び甲府市情報公開条例の一部を改正する条例……………24
 甲府市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例……………26
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………27
 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例……………32
 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………34
 甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例……………36
 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例……………37
 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………47
 甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………49
 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例……………50
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………51
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………54
 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例……………55
 甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………56
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………57
 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例……………58
 甲府市市税条例の一部を改正する条例……………59

[規 則]

甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則	67
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	69
甲府市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	78
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	80
甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則	82
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	83
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	88
甲府市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則	89
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する	90
甲府市助産手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	91
甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	92
甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	94
甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	96
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	97
[規 程]	
甲府市事案決定規程及び甲府市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程	98
[告 示]	
法人市民税督促状公示送達	104
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	105
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示	106
道路区域の変更告示	107

道路の供用開始告示	108
差押調書（謄本）公示送達	109
交付要求通知書公示送達	110
後期高齢者医療保険料督促状公示送達	111
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	112
差押調書（謄本）公示送達	114
介護保険被保険者証無効告示	115
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	116
差押調書（謄本）公示送達	117
平成29年度補正予算の公表	118
交付要求通知書公示送達（4件）	119
平成30年度固定資産課税台帳の縦覧告示	123
道路区域の変更告示	124
道路の供用開始告示	125
指定特定相談支援事業者の指定更新公示	126
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定更新公示（2件）	127
配当計算書・充当通知書公示送達	129
市県民税督促状公示送達	130
開発行為に関する工事の完了公告	131
国民健康保険料納入通知書公示送達	132
国民健康保険被保険者証無効告示	133
固定資産税（償却資産）督促状公示送達	134
固定資産税（土地家屋）督促状公示送達	135
開発行為に関する工事の完了公告（3件）	136
配当計算書・充当通知書公示送達	139
差押書公示送達	140

開発行為に関する工事の完了公告	141	甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則	164
建築基準法による一団地の区域等の公告	142	甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	165
国民健康保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	143	甲府市立小中学校共同学校事務室運営規程	168
国民健康保険料督促状公示送達	144	[選挙管理委員会]	
平成30年度予算の公表	145	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	174
配当計算書・充当通知書公示送達	146	[公平委員会]	
開発行為に関する工事の完了公告	147	甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	175
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	148	[農業委員会]	
道路区域の決定告示	149	甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	176
道路の供用開始告示	150	[上下水道局]	
道路区域の決定告示	151	甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	177
道路の供用開始告示	152	甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程	179
道路区域の変更告示	153	公共下水道事業計画変更案策定公告(2件)	181
道路の供用開始告示	154	指定給水装置工事事業の廃止の届出があった旨の告示	183
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	155	下水道工事指定店の指定告示	184
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	156	[甲府市災害対策本部]	
開発行為に関する工事の完了公告	157	甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	185
土壤汚染対策法第6条第4項の規定による要措置区域の指定解除の告示	158	[甲府市地震災害警戒本部]	
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による要届出区域の指定解除の告示	159	甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	188
指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	160	[任免辞令]	
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更公告	161	市長事務局	190
[教育委員会]		議会事務局	191
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	162	教育委員会	191
		選挙管理委員会	192

監査委員事務局	192
上下水道局	192

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市成年後見制度利用促進審議会条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第1号

甲府市成年後見制度利用促進審議会条例
(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、甲府市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (2) 甲府市地域包括支援センター運営協議会を代表する者
- (3) 甲府市地域自立支援協議会を代表する者
- (4) 甲府市社会福祉協議会を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中20の4の項を20の5の項とし、20の3の項の次に次の1項を加える。

20の4	成年後見制度利用促進審議会	会長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第2号

甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）

第3章 運営に関する基準（第6条～第31条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。第32条において同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に

応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。第15条第28号及び第29号において同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第3条 指定居宅介護支援事業者は、役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）及びその従業者が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 人員に関する基準

（介護支援専門員の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かななければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が

あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。第12条第2項及び第20条第5号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求め

られたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援の提供に係る証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。第18条第1号において同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第13号並びに第31条第2項第2号イにおいて「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対

応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この号、第11号及び第16号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第58号）に規定する訪問介護計画その他の計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下この号及び第31条第2項第2号エにおいて「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位

置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規

定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合

にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は

当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第2条、第3条、第2章及び第3章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは、「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。
- 3 第31条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、この条

例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録について適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあつては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。

甲府市個人情報保護条例及び甲府市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第3号

甲府市個人情報保護条例及び甲府市情報公開条例の一部を改正する条例
(甲府市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利

益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第3項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第6条中「電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第13条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第16条第4号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

(甲府市情報公開条例の一部改正)

第2条 甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

甲府市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保健所業務に従事する医師 年齢68年

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第5号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「以下」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下」に改める。

第7条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第10条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第 8 1 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第 8 1 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 7 4 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民

健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

第12条第1項中「その世帯に属する一般被保険者について」を削る。

第14条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第14条の5の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の5の5第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「額を」の次に「一般被保険者に係る」を加え、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第14条の6第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の9第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第21条の2第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後

の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第6号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「3万5,230円」を「3万8,890円」に改め、同項第2号中「5万2,850円」を「5万8,330円」に改め、同項第3号中「6万3,420円」を「7万円」に改め、同項第4号中「7万470円」を「7万7,780円」に改め、同項第5号中「8万4,560円」を「9万3,330円」に改め、同号ア中「をいう」を「をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」に改め、同項第6号中「8万8,080円」を「9万7,220円」に改め、同項第7号中「9万1,610円」を「10万1,110円」に改め、同項第8号中「10万5,700円」を「11万6,670円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「12万3,320円」を「13万6,110円」に改め、同項第10号中「14万940円」を「15万5,560円」に改め、同項第11号中「14万7,980円」を「16万3,330円」に改め、同項第12号中「15万5,030円」を「17万1,110円」に改め、同項第13号中「16万2,080円」を「17万8,890円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「3万1,710円」

を「3万5,000円」に改める。

第25条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第2号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万4,440円とする。

4 新条例第6条第1項第8号アに規定する合計所得金額が290万円から300万円未満の者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、13万6,110円とする。

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第7号

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える

よう求めなければならない。

第15条第1項中「（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。第30条第2項第1号及び第32条において同じ。）」を削る。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「次号」の次に「及び第22号」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第1号中「口腔機能^{くう}」を「口腔機能」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第78条の2第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第9号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・第60条の20の3）及び運営に関する基準」に改める。

第1条中「という。）」の次に「第78条の2の2第1項並びに」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第5項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第60条の18の見出し中「事故発生事」を「事故発生時」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第68号。以下この条において「指定障害福祉サービス等条例」という。）第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第66号。以下この条において「指定通所支援条例」という。）第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援条例第6条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービ

ス（指定通所支援条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等条例第80条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2及び第60条の6から第60条の19までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の20の3において準

用する第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（第35条において「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第60条の25中「9人以下」を「18人以下」に改める。

第60条の27中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第192条第8項」を加える。

第83条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項、第85条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

こと。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第152条第3項中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に改め、「第60号」の次に「。以下「施設基準条例」という。」を、「）を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第158条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第169条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第183条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号

を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第192条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第83条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第83条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第192条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第203条中「の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と」を加える。

附則第10条、第11条及び第12条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設を

いう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第3条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第10号

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第45条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項、第47条、第61条第3項、第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第11号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

第28条の表中「及び第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第28条の11第1項中「（第28条の2第3項を除く。）」を削る。

別表の第7号中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第28条の11第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の4の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の5 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第13号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同条第6号中「「省令」を「「特優賃法施行規則」に改める。

第16条第1項中「請求」を「報告の請求」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（省令第8条で定める者に該当する者に限る。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第30条第1項中「収入の額」の次に「（第16条第4項の規定による家賃の決定を受けた入居者にあつては、同項に規定する方法により把握した収入の額。次項において同じ。）」を加える。

第32条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、収入超過者（第16条第4項に規定する市営住宅の入居者に限る。）が第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第16条第4項の規定及び前2項の規定にかかわらず、当該収入超過者の市営住宅の毎月の家

賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とすることができる。

第34条第1項中「及び第32条第1項」を「又は第4項及び第32条第1項又は第3項」に改める。

第37条第1項中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項」に、「第32条第3項」を「第32条第4項」に改める。

第40条中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第41条中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第52条中「省令」を「特優賃法施行規則」に改める。

第54条第1項中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項」に改める。

第55条中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項」に、「第32条第3項」を「第32条第4項」に改める。

第65条第1項中「省令」を「特優賃法施行規則」に改める。

別表の市営住宅の表中

「

39	後屋第二	後屋町525番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	19戸
39	むつみ荘第二	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03㎡	24戸
40	むつみ荘第四	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03㎡	24戸
41	むつみ荘第六	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 39.96㎡	24戸
42	むつみ荘第七	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 39.96㎡	24戸
43	南西団地第一	上石田四丁目19	中層耐火構造4階建	24戸

を

		番	1戸 41.36㎡	
--	--	---	-----------	--

」

39	後屋第二	後屋町525番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	19戸
43	南西団地第一	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 41.36㎡	24戸

に

」

改め、同表に次のように加える。

28	北新団地B	北新一丁目6番	高層耐火構造7階建 1戸 65.76㎡	21戸
			高層耐火構造7階建 1戸 55.20㎡	28戸
			高層耐火構造7階建 1戸 41.07㎡	14戸

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定（「北新団地B」に係る部分に限る。） 平成30年4月1日
- (2) 別表の改正規定（「北新団地B」に係る部分を除く。） 平成30年5月1日

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第29号の4の次に次のように加える。

(29)の5 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき 12万円
(29)の6 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の合併及び分割の承認の申請に対する審査	1件につき 12万円
(29)の7 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1件につき 12万円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第15号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第17号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第4項及び第5項中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条の5中「54万円」を「58万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第18号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第19号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第32条の10第3項」を「第32条の10第5項」に、「第33条の2」を「第33条の2第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第20条第1項中「によって」を「により」に改める。

第25条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第29条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第8項中「のもの」を「に掲げる者」に改める。

第32条の9の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第32条の9の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第32条の9の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第32条の10第7項中「第33条の2第2項」を「第33条の2第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条

第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第33条の2第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第32条の10第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第33条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第33条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第32条の11第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第33条の2第1項の法人税額の課税

標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第33条の2に次の2項を加える。

5 第32条の10第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第33条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から第33条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第32条の11第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第33条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
第35条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第5条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第5条の2第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第11項を同条第15項とし、同項

の前に次の3項を加える。

1 2 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の2第10項を削り、同条第9項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同項の前に次の2項を加える。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第5条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13

項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第6条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第6条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第7条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から

平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第12条の2の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第12条の3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者については、附則第5条の3第12項の規定を適用する。

附則第13条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第13条の2中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正

する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加える。

附則第26条の7第1項中「第32条の10第3項」を「第32条の10第5項」に改め、同条第2項中「第33条の2」を「第33条の2第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第27条第1項中「第33条の2に」を「第33条の2第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（法人市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）第33条の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税に

については、なお従前の例による。

- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規則

甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第4号

甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第22号)第1条の規定に基づき、甲府市農業委員会(以下「委員会」という。)の会長、委員及び農地利用最適化推進委員(以下これらを「委員等」という。)の能率給の額を定めるとともに、その支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象活動)

第2条 能率給の支給の対象となる活動は、農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の1(1)に掲げる活動とする。

(能率給の財源)

第3条 能率給は、要綱第3の1に規定する活動実績に応じた交付金及び要綱第3の2に規定する成果実績に応じた交付金(以下これらを「農地利用最適化交付金」という。)を財源とする。

(能率給の額)

第4条 能率給の額は、委員等の活動日数を全ての委員等の総活動日数で除して得た数に農地利用最適化交付金の額を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

(活動実績の報告)

第5条 委員等は、第2条に規定する活動をした日の属する月の翌月10日までに、当該活動に係る実績を委員会の会長に報告するものとする。

(能率給の支給方法)

第6条 市長は、委員等に能率給を一括して支給するものとする。

(能率給の返還)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された書類に虚偽の記載があった場合は、委員等に対し、能率給の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年7月31日から適用する。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第5号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「課等配属職員の配置等」を「課配属職員の配置等」に改める。

第3条第1項の表以外の部分中「課等」を「課」に、「福祉保健総室健康衛生課、長寿支援室地域包括支援課及び介護保険課」を「福祉保健総室保健所設置課、健康政策課、健康増進課及び長寿支援室介護保険課」に改め、同項の表市長直轄組織、都市戦略室、シティプロモーション課の項中「政策情報係、プロモーション戦略係」を「プロモーション推進係」に改め、同表総務部、総務総室、情報課の項中「情報係」を「情報システム係、情報活用係」に改め、同表市民部、市民総室、総務課の項中「庶務係」の次に「、税制係」を加え、同表市民部、市民協働室、人権男女参画課の項中「男女参画係」を「女性活躍推進係」に改め、同表市民部、課税管理室、市民税課の項中「税制係、」を削り、同表福祉保健部(福祉事務所)、福祉保健総室、総務課の項中「庶務係」の次に「、指導監査係」を加え、同表福祉保健部(福祉事務所)、福祉保健総室、健康衛生課及び生活福祉課の項を次のように改める。

健康政策課	健康政策係、介護予防支援係
健康増進課	保健係、食育係、予防係

第3条第1項の表福祉保健部(福祉事務所)、長寿支援室、高齢者福祉課及び地域包括支援課の項を次のように改める。

生活福祉課	保護係、保護事務係、生活支援係
-------	-----------------

高齢者福祉課	高齢者支援係、医療係
--------	------------

第3条第1項の表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、総務課の項中「庶務係」の次に「、子ども政策係」を加え、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項中「母子健康支援係、母子保健係、予防衛生係」を「母子保健係、食育係、予防係」に改め、同表産業部、農林振興室、農政課の項の次に次のように加える。

就農支援課	就農支援係
-------	-------

第8条第1項、第2項及び第3項中「課等」を「課」に改め、同条第6項の表農林振興室の項を削り、同表に次のように加える。

福祉保健総室	衛生薬務担当課長	感染症対策、保健所設置に係る専門的事務の支援及び保健所の薬剤師業務に係る指導、調整、相談等に関すること。
まち開発室	立地適正化担当課長	立地適正化計画に関すること。

第9条第4項及び第5項並びに第10条第1項中「課等」を「課」に改める。

第19条第2項中「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課」を「福祉保健部福祉保健総室健康増進課」に改める。

第19条の3及び第19条の4中「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課」を「福祉保健部福祉保健総室健康政策課」に改める。

第20条中「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課」を「福祉保健部福祉保健総室健康増進課」に改める。

第29条中「産業部農林振興室農政課」を「産業部農林振興室就農支援課」に改める。

第35条第1項及び第2項中「診療支援部」の次に「、医療支援センター」を加える。

第36条第1項の表衛生センター及び農業センターの項を削り、同条第2項第5号中「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課長」を「福祉保健部福祉保健総室健康増進課長」に改め、同項第6号中「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課予防衛生係長」を「福祉保健部福祉保健総室健康増進課予防係長」に改め、同項第9号中「産業部農林振興室農政課長」を「産業部農林振興室就農支援課長」に改め、

同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 衛生センターに所長を置き、所長は環境部廃棄物対策室処理課施設係長をもって充てる。

第37条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「総合相談センター長」の次に「、課長」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療支援センターに医療支援センター長、課長、係長等

第39条各号列記以外の部分中「診療支援部」の次に「、医療支援センター」を加え、同条第7号中「診療支援部長」の次に「、医療支援センター長」を加える。

第40条第2項中「診療支援部長」の次に「、医療支援センター長」を加え、同条第4項中「又は経営改善対策部長」を「、経営改善対策部長又は医療支援センター長」に改める。

「第3節 課等配属職員の配置等」を「第3節 課配属職員の配置等」に改める。

第41条の見出し中「課等配属職員」を「課配属職員」に改め、同条第1項中「課等（）」を「課（）」に、「課等配属職員」を「課配属職員」に改める。

第42条の見出し及び同条第1項中「課等配属職員」を「課配属職員」に改める。

別表第1 総務部、総務総室、総務課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表企画部、企画総室、企画課の項第10号を削り、同表企画部、企画総室、地域振興課の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 創作の森おびなの管理に関すること。

別表第1 企画部、企画総室、地域振興課の項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表第1 企画部、企画財政室、行政改革課の項に次の1号を加える。

(7) 外部監査契約に関すること。

別表第1 市民部、市民総室、総務課の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 税制に関すること。

(7) 固定資産評価審査委員会に関すること。

別表第1 市民部、市民協働室、人権男女参画課の項に次の1号を加える。

(7) 女性活躍推進に関すること。

別表第1 市民部、課税管理室、市民税課の項第7号及び第8号を削る。

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室、保健所設置課の項の次に次のように加える。

健康政策課	<ol style="list-style-type: none">(1) 健康都市構想に関すること。(2) 保健計画の策定に関すること。(3) 地域包括ケア体制に関すること。(4) 介護予防・生活支援体制に関すること。(5) 包括的支援事業に関すること。(6) 地域包括支援センターの運営に関すること。(7) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。(8) 保健師の現任教育に関すること。(9) 健康の杜センターに関すること。(10) いきいきプラザに関すること。(11) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。(12) 公衆衛生事業に関すること。(13) 地域医療支援に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。
-------	--

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室、健康衛生課の項中「健康衛生課」を「健康増進課」に改め、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号から第15号までを削り、同表福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室、生活福祉課の項を削り、同表福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、高齢者福祉課の項の前に次のように加える。

生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の措置に関すること。 (2) 光風寮に関すること。 (3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。 (4) ホームレスに関すること。 (5) 引揚者等に関すること。 (6) 法外扶助に関すること。 (7) 災害援護に関すること。 (8) 医療券交付及び統計に関すること。 (9) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (10) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (11) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）による支援に関すること。
-------	--

別表第 1 福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、高齢者福祉課の項に次の 2 号を加える。

- (11) 高齢者保健福祉計画の推進に関すること。
- (12) 成年後見制度に関すること。

別表第 1 福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、地域包括支援課の項を削り、同表福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、介護保険課の項に次の 1 号を加える。

- (11) 第 1 号事業支給費の支給に関すること。

別表第 1 福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、障がい福祉課の項第 12 号中「障害者福祉計画及び障害福祉計画」を「障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画」に改める。

別表第 1 子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、子ども支援課の項中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とし、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項第 1 号中「健康衛生課」を「健康増進課」に改め、同項第 3 号中「(平成 17 年法律第 63 号)」を削り、「健康衛生課」を

「健康増進課」に改め、同項第4号中「(平成14年法律第103号)」を削り、「健康衛生課」を「健康増進課」に改め、同項第5号中「(昭和22年法律第101号)」を削り、「健康衛生課」を「健康増進課」に改め、同項第6号及び第7号中「健康衛生課」を「健康増進課」に改め、同項第8号中「健康衛生課」を「健康政策課」に改め、同表産業部、産業総室、産業立地課の項に次の1号を加える。

(4) 工業の高度化に関すること。

別表第1産業部、観光商工室、商工課の項第10号中「及び高度化」を削り、同表産業部、農林振興室、農政課の項中第13号から第16号までを削り、第17号を第13号とし、第18号から第22号までを4号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

就農支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地の再生及び活用に関すること。 (2) 新たな担い手の確保に関すること。 (3) 就農支援対策に関すること。 (4) 農業センターに関すること。 (5) 有害鳥獣対策に関すること。 (6) 市民農園に関すること。
-------	--

別表第1産業部、農林振興室、林政課の項に次の2号を加える。

(13) 自然公園法(昭和32年法律第161号)に関すること。

(14) クリスタルラインの整備促進に関すること。

別表第6診療支援部、医療支援センターの項を削り、同表診療支援部の項の次に次のように加える。

医療支援センター		<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療スタッフの業務緩和に関すること。 (2) 病歴情報等に関すること。
----------	--	--

(甲府市職員職名規則の一部改正)

第2条 甲府市職員職名規則(昭和28年12月規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 技術職員の項中「診療支援部長」の次に「、医療支援センター長」を加える。

(甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第3条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表6の項中「(焼却工場ホッパーフロアでの清掃又は整備をしたとき回200を加算する。)」を削り、同表14の項を次のように改める。

14	夜間業務手当	市立甲府病院に勤務する職員で、正規の勤務時間の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。)に及ぶ業務に従事したとき。	4時間未満のとき。	回 3,200
			4時間以上のとき。	回 3,600

(甲府市公印規則の一部改正)

第4条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1 一般公印の表斎場管理者印の項管守者の欄及び別表第1 専用公印の表予防接種証明専用市長印(番号入)の項管守者の欄中「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課長」を「福祉保健部福祉保健総室健康増進課長」に改める。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第5条 甲府市職員被服貸与規則(昭和49年7月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表の1 事務職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表4の項中「予防衛生係」を「健康増進課予防係」に改める。

別表の2 技術職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表5の項中「健康衛生課」を「健康増進課」に改める。

別表の3 技能労務職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表1の項中「、環境センター附属焼却工場及び環境センター附属破碎工場」を削り、

夏作業服(上下)	1 夏	2	環境センター附属焼却工場に勤務する
----------	-----	---	-------------------

又はつなぎ服			職員に限る。貸与数は、つなぎ服を選択する場合は冬作業服を1とする。
冬作業服（上下）	1 冬	2	
ゴム長靴	4 年	1	
帽子	3 年	1	
安全靴	2 年	1	
防寒服（上）	4 冬	1	
防寒ズボン	4 冬	1	
夏作業服（上下） 又はつなぎ服	1 夏	2 1	
冬作業服（上下）	1 冬	2	
ゴム長靴	4 年	1	
雨衣（上下）	4 年	1	
フード付きジャケット 又は防寒服（上）	4 年	1	
帽子	3 年	1	
安全靴	2 年	1	
防寒ズボン	4 冬	1	
夏作業服（上下）	1 夏	2	補修センターに勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	1 冬	2	
ゴム長靴又は作業靴	3 年	1	
雨衣（上下）	4 年	1	
防寒服（上）	4 冬	1	
帽子	3 年	1	
安全靴	1 年	1	

を

」

「

夏作業服（上下）	1 夏	2	補修センターに勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	1 冬	2	
ゴム長靴又は作業靴	3 年	1	

靴			に
雨衣（上下）	4年	1	
防寒服（上）	4冬	1	
帽子	3年	1	
安全靴	1年	1	

」

改める。

（甲府市財務規則の一部改正）

第6条 甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第93条の表中「生涯学習文化課長」を「生涯学習課長」に、「生涯学習文化課生涯学習係、生涯学習文化課」を「生涯学習課生涯学習係、生涯学習課」に改める。

第94条第2項第1号中「健康衛生課」を「健康増進課」に改め、同項第4号中「生涯学習文化課」を「生涯学習課」に改める。

（甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第7条 甲府市職員安全衛生管理規則（平成3年3月規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「健康衛生課長」を「健康増進課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

福祉保健部	福祉保健総室	健康衛生課	福祉保健部	福祉保健総室	健康増進課
福祉保健部	福祉保健総室	生活福祉課	福祉保健部	長寿支援室	生活福祉課

甲府市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第6号

甲府市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市個人情報保護条例施行規則（平成16年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（要配慮個人情報）

第1条の2 条例第2条第2号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条第1項中「第13条第1項第7号」を「第13条第1項第8号」に改める。

第1号様式別紙1中

「要配慮個人情報」	
「思想・信条等」 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれがある情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第7号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項第1号中「調剤」の次に「及び保健所業務」を加える。

第24条の3第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の110以上100分の180」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の134以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の98.5以上100分の110」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の119.5以上100分の134」に改め、同項第3号中「100分の92」を「100分の87」に、「100分の112」を「100分の107」に改め、同項第4号中「100分の92」を「100分の87」に、「100分の112」を「100分の107」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の47」を「100分の44.5」に、「100分の57」を「100分の54.5」に改め、同項第2号中「100分の43.5」を「100分の41」に、「100分の53.5」を「100分の51」に改め、同項第3号中「100分の43.5」を「100分の41」に、「100分の53.5」を「100分の51」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

- 2 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の180（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の220）
- (2) 再任用職員 100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第8号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和38年4月規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2ウ医療職給料表(2)の表6級の項を次のように改める。

6 級	5 種	63,500円
	6 種	55,600円

別表第3ウ医療職給料表(2)の表6級の項を次のように改める。

6 級	5 種	46,000円
	6 種	40,200円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第9号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「法第336条、法第437条、法第485条の6、法第546条、法第616条及び法第701条の23の規定において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第4条」を「法第22条の12」に改める。

第31号様式から第32号様式までを次のように改める。

第 3 1 号様式



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(あて先) 甲府市長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び甲府市市税条例第32条の6の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)			
フリガナ			
名称 (氏名)			
代表者の 職氏名印	Ⓜ	電話番号	- -
法人番号			(連絡先) 担当者 (氏名)
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに 異なります	

関与税理士 署名押印	Ⓜ (連絡先)
---------------	---------

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後 の特別徴収税額		
	月 区 分	給与支払人員	給 与 支 払 額
申請の前日6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※甲府市以外の全市町村を含む事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の前日1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消) ・ 無		

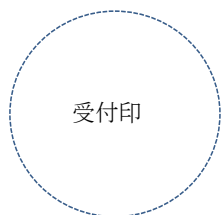
【 注意事項 】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【 提出先 】 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 市民税課

第 3 1 号様式の 2

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



(あて先) 甲府市長

年 月 日

甲府市市税条例第32条の7の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届け出ます。	
所在地 (住所)	
フリガナ	
名称 (氏名)	
代表者の 職氏名印	⑩ 電話番号 — —
法人番号	担当者 (連絡先) (氏名)
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)
関与税理士 署名押印	⑩ (連絡先)

【 注意事項 】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限までに納入していただくことになります。

〔 例 〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4,5月分 ⇒ 翌月10日まで

【 提出先 】 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 市民税課

第 3 2 号 様 式

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※処理事項					
特別徴収義務者 指 定 番 号		宛 名 番 号		※甲町村ご とに異なります	
課・係		氏 名		電話	
連絡先の所属課、 係名及び氏名 並びに電話番号		(内線)		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)	
1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所異報 9. その他 (特別徴収不可)		死んで、相続人が不明して いる場合は記載してください		控 除 社 会 保 険 料 額 円	
※「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。		相 続 人 の 氏 名 等		※ 処 理 事 項	
1 (普F) 他の事業所で、特別徴収・普通徴収として徴収乙欄該当者		氏 名		新しい勤務先では 月割額 円を	
2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない		結 婚		月分から徴収し、納入します。	
3 (普D) 給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではな い)		住 所		新規の場合は、いすれか○で囲んでください。	
4 (普E) 普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)		電 話		納 入 書 要 ・ 不 要	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。		◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先(居所)又は所在地 フリガナ		課・係	
氏名又は名称 フリガナ		氏 名	
代表者の職氏名印 フリガナ		電 話	
代表者の職氏名印		(内線)	

1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴 収 予 定	
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定額 円	
異 動 者 印		徴収予定日 月 日	
		徴収予定額 円	
		徴収予定額 円	
		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	

特別徴収税額 (年税額)		特別徴収税額 (年税額)	
未徴収税額 (ア)ー(イ)		未徴収税額 (ア)ー(イ)	
徴収済額		徴収済額	
異動年月日		異動年月日	

【提出先】〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 市民税課

御 注 意

4 新たに転勤届出書(甲府市)を提出する場合は、次の欄にも記載してください。

1. 異動が年12月31日までで、申出があったため(月日申出)の場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

2. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

3. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

4. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

5. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

6. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

7. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

8. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

9. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

10. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないための場合、前年度末までの給与支払額を記載してください。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第10号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万5,130円」を「10万5,290円」に、「5万7,110円」を「5万7,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,570円」を「5万2,650円」に、「2万8,560円」を「2万8,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

甲府市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第11号

甲府市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

甲府市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年3月規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第12号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表第3階層の項中「10,900円」を「2,200円」に、「11,800円」を「7,800円」に改める。

別表の備考第7項を次のように改める。

7 別表の2の表において、所得割の額が77,101円未満である備考第2項のひとり親世帯等については、年齢にかかわらず最年長の子どもから年齢順に1人目は同表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考第5項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額又はB階層の項のひとり親世帯等以外の世帯の区分に掲げる額のいずれか低い額とし、2人目以降は無料とする。

別表の備考第8項中「市町村民税非課税世帯」を「更に別表の1の表第2階層の項の世帯及び別表の2の表B階層の項の世帯」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市助産手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市助産手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市助産手当支給条例施行規則（昭和46年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

出生児氏名	性別 男・女	分娩者との続柄
-------	-----------	---------

を

出生児氏名

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第14号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年9月規則第69号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「補装具費(購入・修理)支給申請書兼調査書」を「補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書兼調査書」に改める。

第1号様式(表面)中「疾患名」を「難病の場合の疾患名」に改め、「就労移行支援(養成施設)」の次に「就労定着支援 自立生活援助」を、「外部サービス利用型」の次に「日中サービス支援型」を加え、同様式(裏面)中「(場所・時間等)」を「(場所・日時等)」に改める。

第28号様式中「補装具費(購入・修理)支給申請書兼調査書」を「補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書兼調査書」に、「補装具費の支給」を「補装具費(購入、借受け又は修理)の支給」に、「購入又は修理する」を「購入し、借り受け、又は修理する」に改める。

第32号様式中「(購入・修理)」を「(購入・借受け・修理)」に改める。

(甲府市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 甲府市児童福祉法施行細則(平成15年3月規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表面)中「疾患名」を「難病の場合の疾患名」に、

「
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
(事業所名)
」を

「
児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援
放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
(事業所名)
」に、

「
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
 障害児相談支援給付費の支給を申請します。
」を

「
児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援
放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
(事業所名)
」に改
 障害児相談支援給付費の支給を申請します。 (事業所名)
」

め、同様式（裏面）中「（場所・時間等）」を「（場所・日時等）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第16条の2の見出し中「傷病届」を「被害届」に改め、同条第1項中「甲府市国民健康保険第三者行為による傷病届」を「甲府市国民健康保険第三者の行為による被害届」に改める。

第1号様式の5中

「

発病又は負傷の原因	
-----------	--

を

「

発病又は負傷の原因		第三者からの行為による受診	はい・いいえ
-----------	--	---------------	--------

に

改める。

第4号様式中「甲府市国民健康保険第三者行為による傷病届」を「甲府市国民健

康保険第三者の行為による被害届」に、
「自動車関係」を「保険関係」に、

損害賠償金を 受領した場合	名 目	金額又は商品	受領年月日	を
			年 月 日	

損害賠償金を 受領した場合	名 目	金額又は商品	受領年月日	に
			年 月 日	

※ 1. 交通事故の場合は、交通事故証明書、事故発生状況報告書、自賠責（任意）
 保険証〔写〕、念書、誓約書、保険・医療給付内訳書、診療報酬明細書
 〔写〕、示談の〔写〕（示談書が作成されている場合）を各1部添付してください。

※ 2. 添付書類がすぐにそろわないものは、後日提出してください。

※ 3. 不明な点については、下記へおたずねください。

損保会社等から提出された場合	会社名：	担当者氏名：	連絡先：
----------------	------	--------	------

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第16号

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則（平成23年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「1区画につき 1,000円」を「1区画につき 1,500円」に、「1,500円」を「2,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第17号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規程

甲府市規程第 1 号

甲府市事案決定規程及び甲府市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市事案決定規程及び甲府市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程
(甲府市事案決定規程の一部改正)

第 1 条 甲府市事案決定規程（昭和 48 年 4 月規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 企画部、企画総室、地域振興の表第 5 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 創作の森おびなの管理に関すること。		同上	同上	同上	
-----------------------	--	----	----	----	--

別表第 2 市民部、市民総室、総務の表に次の 1 項を加える。

7 固定資産評価審査委員会に関する事項					
(1) 固定資産評価審査委員会に関すること。				○	

別表第 2 市民部、課税管理室、市民税の表第 2 項を削る。

別表第 2 福祉保健部、福祉保健総室、保健所設置の表の次に次のように加える。

健康政策 項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 健康都市構想に関する事項					

(1) 健康都市構想に関すること。		重要	一般的	軽易	
2 地域支援事業に関する事項					
(1) 地域支援事業に関すること。		重要	一般的	軽易	
3 地域包括支援センター運営協議会に関する事項					
(1) 地域包括支援センター運営協議会の運営に関すること。		重要	一般的	軽易	
4 保健センター、健康の杜センター及びいきいきプラザに関する事項					
(1) 保健センター、健康の杜センター及びいきいきプラザの運営管理に関すること。				○	
5 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事項					
(1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。		○			
6 公衆衛生事業に関する事項					
(1) 公衆衛生事業における補助金の交付に関すること。				○	
7 地域医療支援に関する事項					
(1) 地域医療支援に関すること。			○		

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、健康衛生の表中「健康衛生」を「健康増進」に改め、第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げ、第11項から第13項までを削る。

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、生活福祉の表中

「生活福祉」を

「長寿支援室」に
「生活福祉」に

改める。

別表第2福祉保健部、長寿支援室、高齢者福祉の表中

「長寿支援室」を
「高齢者福祉」を

「高齢者福祉」に

改め、同表第5項の次に次の2項を加える。

6	高齢者保健福祉計画に関する事項				
(1)	高齢者保健福祉計画の推進に関すること。			○	
7	成年後見制度に関する事項				
(1)	成年後見制度に関すること。			○	

別表第2福祉保健部、長寿支援室、地域包括支援の表を削る。

別表第2福祉保健部、長寿支援室、介護保険の表第5項中「保険給付」を「保険給付等」に改め、同項第1号中「給付費」を「給付費等」に改め、同項第2号中「給付」を「給付等」に改め、同項第3号中「給付費」を「給付費等」に改め、同項第4号中「介護給付費明細書」を「介護給付費明細書等」に改める。

別表第2福祉保健部、長寿支援室、障がい福祉の表第1項第9号中「障害者福祉計画及び障害福祉計画」を「障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画」に改める。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども支援の表第8項第8号を削る。

別表第2産業部、農林振興室、農政の表第1項第7号及び第8号を削り、同表中第3項から第7項までを削り、第8項を第3項とし、第9項を第4項とし、同表第10項中「農道の監理」を「農業関連施設の管理」に改め、同項を同表第5項とし、同表第11項を同表第6項とし、同表の次に次のように加える。

就農支援		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	農地の再生及び活用に関する事項					
(1)	農地の再生及び活用に関すること。		重要		一般的	
2	担い手支援に関する事項					
(1)	担い手育成確保に関すること。		重要		一般的	
3	農業技術指導及び試験研究に関する事項					
(1)	果樹、花き、そ菜、畜産、養蚕及び米麦に係る技術指導及び試験研究に関すること。				○	
4	農業先端技術に関する事項					
(1)	技術開発に関すること。				○	
5	その他農業指導等に関する事項					
(1)	農機具の技術指				○	

導及び貸付けに関する こと。					
(2) 生活改善対策及び 農村婦人の家の運 営に関する事 項。				○	
(3) 農作物の災害防 止及び被害の認定 等に関する事 項。				○	
(4) 植物等優良種苗 の購入契約及び検 収に関する事 項。					総務部 契約管 財室契 約課の 決定区 分に準 ずる。
(5) 有害鳥獣対策に 関する事 項。		重 要		一 般 的	
6 施設内生産物の処 分に関する事 項					
(1) 施設内生産物の 処分に関する事 項。				○	
7 施設の管理に関する 事 項					
(1) ほ場の整備に関 すること。				○	
(2) 市民農園に関する こと。				○	

別表第2産業部、農林振興室、林政の表第4項に次の2号を加える。

(8) 自然公園法（昭 和32年法律第 161号）に関する こと。		重 要	一 般 的	軽 易	
(9) クリスタルライ ンの整備促進に関 すること。		同 上	同 上	同 上	

別表第2市立甲府病院、診療支援部の表第4項を削り、同表の次に次のように

加える。

医療支援センター						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 医療支援等に関する事項						
(1) 医療スタッフの業務緩和に関すること。					○	
(2) 病歴情報等に関すること。					○	

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第2条 甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「健康衛生課長」を「健康増進課長」に、「農政課長」を「就農支援課長」に、「健康衛生課予防衛生係長」を「健康増進課予防係長」に改める。

別表第2中「健康衛生課長」を「健康増進課長」に、「支所市民課長」を「支所長」に、「係長」を「就農支援課長」に、「健康衛生課予防衛生係長」を「健康増進課予防係長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第76号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名 | 法人市民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成30年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100594 |
| 2 | 事業所の名称 | レコードブック甲府貢川 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市貢川本町4-26 ビブレ21 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町広瀬3-1
株式会社ブレイントラスト
代表取締役 長野 健順 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年3月1日 |

甲府市告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の1
2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予
防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115
条の20の規定により公示する。

平成30年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100602 |
| 2 | 事業所の名称 | やさしい手小瀬事業所 けやきの森茶論 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上町339-2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市上石田1-7-14
株式会社やさしい手甲府
代表取締役社長 根津 宏次 |
| 5 | サービスの種類 | （介護予防）小規模多機能型居宅介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年3月1日 |

甲府市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年3月14日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 955
- 3 路線名 中央市場5号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区 間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
旧	甲府市国母四丁目1583番地先から 甲府市国母四丁目1736番地先まで	209.4	10.0～ 12.6
新	甲府市国母四丁目1583番地先から 甲府市国母四丁目1736番地先まで	209.4	10.0～ 16.5

甲府市告示第 80 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成 30 年 3 月 14 日まで一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	中央市場 5 号線	甲府市国母四丁目 1 5 8 3 番地先から 甲府市国母四丁目 1 7 3 6 番地先まで	2 0 9 . 4	平成 3 0 年 3 月 1 日

甲府市告示第 8 1 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成 3 0 年 3 月 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 市民発第 4 5 8 0 号 差押調書（謄本） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第 8 2 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成 3 0 年 3 月 2 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第 4 7 8 2 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）について調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月2日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 平成28年度後期高齢者医療保険料第3期分督促状
平成28年度後期高齢者医療保険料第4期分督促状
平成28年度後期高齢者医療保険料第5期分督促状
平成28年度後期高齢者医療保険料第6期分督促状
平成28年度後期高齢者医療保険料第7期分督促状
平成29年度後期高齢者医療保険料第3期分督促状
平成29年度後期高齢者医療保険料第4期分督促状
平成29年度後期高齢者医療保険料第5期分督促状
平成29年度後期高齢者医療保険料第6期分督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 3 0 年 3 月 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字大土井 1 8 6 6 番 2 及び 1 8 6 6 番 2 0 から
1 8 6 6 番 2 3 まで
以上 5 筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市落合町 5 6 8 番地 5
新日本通産株式会社
代表取締役 三 村 修

甲府市告示第 85 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 30 年 3 月 6 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中小河原一丁目 1310 番 1
以上 1 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市丸の内三丁目 15 番 11 号
森澤 亮治

甲府市告示第86号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 | 発送日 | 別紙のとおり |
| 3 | 返戻日 | 別紙のとおり |
| 4 | 通知者 | 別紙のとおり（6件） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第 87 号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成 12 年 3 月規則第 21 号）第 12 条の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 8 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第 88 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成 30 年 3 月 9 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から 2 週間

甲府市告示第89号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） |
| 2 | 発送日 | 平成30年2月21日 |
| 3 | 返戻日 | 平成30年2月26日 |
| 4 | 通知者 | （省略） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成30年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成30年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第8号）
- 2 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第9号）
- 3 平成29年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 平成29年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成29年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 平成29年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成30年3月12日 原案可決

甲府市告示第91号

次の市税にかかわる書類はその送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第4812号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第92号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第4833号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第93号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第4814号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第94号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第4887号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第95号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 縦覧期間 平成30年4月1日から平成30年5月1日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

甲府市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年3月28日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 745
- 3 路線名 千塚五丁目1号線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市千塚五丁目3025番2地先から 甲府市千塚五丁目3032番1地先まで	4.2～ 9.2	28.8
	甲府市千塚五丁目3032番1地先から 甲府市千塚五丁目3032番1地先まで	4.4～ 16.6	12.4
新	甲府市千塚五丁目3032番1地先から 甲府市千塚五丁目3032番1地先まで	4.4～ 25.3	13.0

甲府市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年3月28日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	千塚五丁目 1号線	甲府市千塚五丁目30 32番1地先から 甲府市千塚五丁目30 32番1地先まで	13.0	平成30年 3月15日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者の指定を更新したので、同法第51条の30第2項の規定により公示します。

平成30年3月16日

甲府市長 樋口雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した事 業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
医療法人 山 角会 山梨県甲府市 美咲1丁目6 番10号	サポートプラ ザ山の手 山梨県甲府市 美咲1丁目8 番5号	平成30年 4月1日 ～ 平成36年 3月31日	指定計画相 談支援	身体障 害者、 知的障 害者、 精神障 害者	1930100514

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により公示します。

平成30年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した 事業の種 類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人 山梨ライトハ ウス 山梨県甲府市 下飯田2丁目 10番1号	相談支援事業 所ヴィーヴィ 山梨県甲府市 下飯田1丁目 10番22号	平成30年 4月1日 ～ 平成36年 3月31日	指定計画 相談支援	特定な し	1930100266

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した 事業の種 類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人 山梨ライトハ ウス 山梨県甲府市 下飯田2丁目 10番1号	相談支援事業 所ヴィーヴィ 山梨県甲府市 下飯田1丁目 10番22号	平成30年 4月1日 ～ 平成36年 3月31日	指定障害 児相談支 援	特定な し	1970101125

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により公示します。

平成30年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した事 業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人 甲府市社会福 祉事業団 山梨県甲府市 東光寺1丁目 10番25号	甲府市障害者 センター相談 室あんず 山梨県甲府市 東光寺1丁目 10番25号	平成30年 4月1日 ～ 平成36年 3月31日	指定計画相 談支援	特定な し	1930100506

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した事 業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人 甲府市社会福 祉事業団 山梨県甲府市 東光寺1丁目 10番25号	甲府市障害者 センター相談 室あんず 山梨県甲府市 東光寺1丁目 10番25号	平成30年 4月1日 ～ 平成36年 3月31日	指定障害児 相談支援	特定な し	1970101117

甲府市告示第101号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 市民発第5095号
配当計算書 市民発第5096号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第102号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成29年度市県民税過年3期督促状
平成29年度市県民税過年4期督促状
平成29年度市県民税第1期督促状
平成29年度市県民税第2期督促状
平成29年度市県民税第3期督促状
平成29年度市県民税第4期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字東耕地2029番1、2029番2、2029番7から
2029番16まで及び2030番3
以上13筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨市小原東360番地2
坂本建設株式会社
代表取締役 坂本 英正

甲府市相生一丁目1番1号
リオ・不動産コンサル株式会社
代表取締役 長谷川 一也

甲府市告示第104号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成28年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第105号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成30年3月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第106号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 平成29年度固定資産税（償却資産）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第107号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成28年度固定資産税（土地家屋）第4期督促状
平成29年度固定資産税（土地家屋）第1期督促状
平成29年度固定資産税（土地家屋）第2期督促状
平成29年度固定資産税（土地家屋）第3期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市池田二丁目78番4及び78番7から78番26まで
以上21筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富竹一丁目9番13号
株式会社泰栄企画
代表取締役 丸山 泰章

甲府市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市桜井町字大門85番1から85番13まで
以上13筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市伊勢四丁目22番1号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 戸田 克己

甲府市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市荒川二丁目134番1及び134番7から134番11まで
以上6筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下石田二丁目16番24号
株式会社サングリン不動産
代表取締役 依田正文

甲府市告示第111号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 | 市民発第5251号 |
| | | 配当計算書 | 市民発第5252号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第112号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 差押書 | 市民発第5279号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字奈良原940番3、940番5及び940番6
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市酒折一丁目10番32号
山梨トヨペット株式会社
代表取締役 高野 孫左エ門

甲府市告示第114号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、建設部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 対象区域 甲府市北新一丁目311-1の一部、311-8、311-17の一部、313-6
- 2 対象区域面積 13,519.74㎡

甲府市告示第115号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成29年度国民健康保険料第2期分督促状
平成29年度国民健康保険料第6期分督促状
平成29年度国民健康保険料第7期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成30年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成30年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成30年度 甲府市一般会計予算
- 2 平成30年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成30年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 平成30年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 平成30年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 平成30年度 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計予算
- 7 平成30年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 平成30年度 甲府市簡易水道等事業特別会計予算
- 9 平成30年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 10 平成30年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 11 平成30年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 12 平成30年度 甲府市病院事業会計予算
- 13 平成30年度 甲府市下水道事業会計予算
- 14 平成30年度 甲府市水道事業会計予算

平成30年3月23日 原案可決

甲府市告示第118号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 | 市民発第5330号 |
| | | 配当計算書 | 市民発第5331号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市宮原町字堰添1227番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宮原町1191番地
社会福祉法人 さくら会
理事長 桜林 幹夫

甲府市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100628 |
| 2 | 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム 風林荘別館 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市宮原町1227-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市宮原町1191
社会福祉法人 さくら会
理事長 桜林 幹夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年3月28日 |

甲府市告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1635
- 3 路線名 大里区画整理22号線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市大里町5319番地先から 甲府市大里町5324番地先まで	5.92～ 12.0	261.6	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1636
- 3 路線名 大里区画整理23号線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市大里町5318番地先 甲府市大里町5325番地先	5.98～ 10.7	148.1	

甲府市告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	大里区画整理 22号線	甲府市大里町5319番地先から 甲府市大里町5324番地先まで	261.6	平成30年 3月29日
市道	大里区画整理 23号線	甲府市大里町5318番地先から 甲府市大里町5325番地先まで	148.1	平成30年 3月29日

甲府市告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 949
- 3 路線名 朝気二丁目5号線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
甲府市朝気二丁目279番15地先から 甲府市朝気二丁目1097番2地先まで	4.10～ 4.90	374.9	

甲府市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	朝気二丁目 5号線	甲府市朝気二丁目279番15地先から 甲府市朝気二丁目1097番2地先まで	374.9	平成30年 3月29日

甲府市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定に基づく指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104491 |
| 2 | 事業所の名称 | あい小瀬泉 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市小瀬町777-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568-5
新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |

甲府市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100610 |
| 2 | 事業所の名称 | 特別養護老人ホームいけだの里 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市下飯田1-2-17 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市若松町6-35
社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会
理事長 平田 理 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年3月31日 |

甲府市告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字奥飯寄285番2、287番1及び294番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市下吉田五丁目15番29号
芙蓉ホテルサービス株式会社
代表取締役 大森 彦一

甲府市告示第130号

平成26年8月21日甲府市告示第382号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により指定を解除する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定を解除する区域
甲府市荒川二丁目122番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

甲府市告示第131号

平成26年8月21日甲府市告示第383号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により指定を解除する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定を解除する区域
甲府市荒川二丁目122番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

甲府市告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 別紙のとおり |
| 2 | 事業所の名称 | 別紙のとおり |
| 3 | 事業所の所在地 | 別紙のとおり |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 別紙のとおり |
| 5 | サービスの種類 | 別紙のとおり |
| 6 | 指定年月日 | 別紙のとおり |

甲府市告示第133号

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項で準用する同条第9項の規定により公告する。

また、この事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを同条第13項で準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第4条の4の規定により公告する。

平成30年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 土地区画整理事業の名称 | 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業 |
| 2 | 施行者の名称 | 甲府市 |
| 3 | 施行地区 | 甲府市北口一丁目、北口二丁目、北口三丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目及び宝一丁目の各一部 |
| 4 | 事業施行期間 | 平成3年12月12日から
平成36年3月31日まで |
| 5 | 事務所の所在地 | 甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所 |
| 6 | 事業計画決定の日 | 平成3年12月12日 |
| 7 | 事業計画変更の日 | 平成30年3月30日 |
| 8 | 縦覧場所 | 甲府市役所本庁舎8階
建設部まち開発室区画整理課 |

教育委員会

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係
	歴史文化財課	文化財係
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係

第8条中「生涯学習文化課」を「生涯学習課」に改める。

第12条中「生涯学習文化課」を「生涯学習課」に改める。

別表生涯学習室、生涯学習文化課及び冬季国体課の項を次のように改める。

生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。 (2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関すること。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。
-------	--

	<p>(6) 放課後子供教室に関する事。</p> <p>(7) 生涯学習情報の収集、提供に関する事。</p> <p>(8) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(9) 公民館の総合調整に関する事。</p> <p>(10) 成人式に関する事。</p> <p>(11) 総合市民会館に関する事。</p> <p>(12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事。</p> <p>(13) 文化団体の育成及び助成に関する事。</p> <p>(14) 文化芸術の普及と振興に関する事。</p> <p>(15) 御岳文芸座の運営管理に関する事。</p> <p>(16) 山崎方代の顕彰事業に関する事。</p>
歴史文化財課	<p>(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関する事。</p> <p>(2) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。</p> <p>(3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関する事。</p> <p>(4) 文化財調査審議会に関する事。</p> <p>(5) 藤村記念館運営管理に関する事。</p>

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配置職員（部長、室長及び課長等を除く。）は別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部、室又は課に勤務を命ぜられたものとする。

教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	教育部	生涯学習室	生涯学習課
-----	-------	---------	-----	-------	-------

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市立小中学校管理規則（昭和32年6月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室及び室長）

第13条の4 教育委員会は、その指定する二以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 教育委員会は、共同学校事務室に室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。

3 共同学校事務室の室長及び職員は、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとする。

4 共同学校事務室に関し必要な事項は、「甲府市立小中学校共同学校事務室運営規程」の定めるところによる。

第15条第2項の表事務職員、事務主幹の項中「に従事する」を「をつかさどる」に改め、同表事務職員、事務幹の項中「に従事する」を「をつかさどる」に改め、同表事務職員、事務主査の項中「に従事する」を「をつかさどる」に改め、同表事務職員、事務主任 事務職員の項中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月29日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2生涯学習文化及び冬季国体の表を次のように改める。

生涯学習		決定区分			備考
項目		部長	室長	課長	
1	生涯学習の推進に関する事項				
	(1) 生涯学習の推進に関すること。	重要		軽易	
	(2) 関係諸団体との連絡調整に関すること。	同上		同上	
2	社会教育委員に関する事項				
	(1) 社会教育委員の会議の庶務に関すること。			○	
	(2) 社会教育委員調査研究に関すること。			○	
3	成人式に関する事項				
	(1) 成人該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
4	公民館及び地域集会所の運営管理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				
	(1) 公民館及び地域集会所の			○	

	使用許可に関する事				
	(2) 公民館運営審議会の庶務に関する事			○	
	(3) 市民センターの施設の管理に関する事			○	
5	社会教育指導員に関する事項				
	(1) 社会教育指導員の服務研修に関する事			○	
6	社会教育団体に関する事項				
	(1) 社会教育団体の育成に関する事			○	
7	社会教育各種学級に関する事項				
	(1) 各種学級の育成に関する事			○	
8	その他公民館活動に関する事項				
	(1) 公民館講座の開設運営に関する事			○	
	(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関する事			○	
9	総合市民会館に関する事項				
	(1) 総合市民会館の管理に関する事			○	
10	文化、芸術の振興に関する事項				
	(1) 文化、芸術団体との連携育成に関する事			○	
11	御岳文芸座の運営管理に関する事項				
	(1) 御岳文芸座の使用許可に関する事			○	

歴史文化財					
	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
1	文化財保護に関する事項				
	(1) 指定文化財保持者への指			○	

導に関すること。				
(2) 指定文化財の調査に関すること。			○	
(3) 指定区域内における現状変更等に関すること。			○	
(4) 文化財調査審議会の庶務に関すること。			○	
2 藤村記念館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の収集、保存に関すること。			○	
(2) 運営協議会の庶務に関すること。			○	
3 民俗資料館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の収集、保存に関すること。			○	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市立小中学校共同学校事務室運営規程をここに公布する。

平成30年3月29日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規程第2号

甲府市立小中学校共同学校事務室運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲府市立小中学校管理規則（昭和32年6月教委規則第1号）第13条の4の規定に基づき、甲府市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）における組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同学校事務室は、学校事務に係る業務を連携し、共同処理することにより、事務の効率化を進めることを目的とする。

(組織)

第3条 甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域の特性に応じて定めた4つの共同学校事務室を設置し、共同学校事務室に属する小中学校を指定する。

2 教育委員会は、共同学校事務室を実施する学校のうち中心となって共同学校事務室を運営する学校（以下「拠点校」という。）及び拠点校と連携して業務を行う学校（以下「連携校」という。）を指定する。

3 共同学校事務室は、拠点校及び連携校の事務職員及び事務担当者をもって構成する。

4 共同学校事務室には、室長、副室長及び室員を置く。

5 室長は、共同学校事務室の職員のうち事務主幹又は事務幹をもって充てる。ただし、事務主幹又は事務幹がない場合は、教育委員会が任命する。

- 6 室長を置く学校を拠点校とする。
- 7 副室長は、連携校の事務職員の中から充てる。
- 8 室長及び副室長以外の事務職員を室員に充てる。

(室長等の職務)

第4条 室長は、共同学校事務室を代表し、その職務は次に掲げるものとする。

- (1) 共同学校事務室組織の業務の運営・総括・調整
 - (2) 拠点校管理職及び連携校管理職との連絡・調整
 - (3) 教育委員会及び教育事務所等との連絡・調整
 - (4) 学校財務の専門性を発揮しての、学校経営への参画
 - (5) 教職員の諸手当の認定及び確認に関わる事務
 - (6) 職務に基づく指導・助言及び研修の計画・立案
 - (7) 共同学校事務室組織間の連絡・調整
 - (8) その他共同学校事務室で必要と認められた事項
- 2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 拠点校の校長は、共同学校事務室を監督する。

(所掌事務)

第5条 共同学校事務室の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 公立小中学校事務職員の標準的職務領域・職務内容(別表1)に規定する職務の中で、共同で行うことにより適正化・効率化が図られる業務(個人情報を含む)
- (2) 教育委員会から委任を受けた業務
- (3) 事務職員の研修に関する業務
- (4) その他共同学校事務室で行うことが適当と認められた業務

(専決事項)

第6条 共同学校事務室組織内の各校の校長の権限に属する一部の事務を室長に専決させることができる事務は、別表2のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
- (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は生じる恐れがあると認められる

場合

2 室長は、専決した事項について、必要に応じ、共同学校事務室組織内の各校の校長に報告しなければならない。

(運営協議会の設置)

第7条 教育委員会は、共同学校事務室の円滑な運営を行うため、甲府市立小中学校共同学校事務室運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(運営協議会の運営方法)

第8条 室長は、当該組織における共同学校事務室年間計画を事業の実施前に作成し、運営協議会に提出し、運営協議会の議決を経たうえで共同学校事務室が実施する業務を行うものとする。

2 共同学校事務室の事務職員は、年間計画に基づき定期的に又は必要に応じて集まり、必要な業務等を行うとともに、各所属においても業務を行えるものとする。

3 室長は、共同学校事務室年間実績を作成し、運営協議会に報告する。

4 共同学校事務室は、前項の共同学校事務室年間実績の結果について精査し、次年度以降、共同学校事務室の実施する業務に反映するよう努める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

公立小・中学校事務職員の標準職務表

1 学校事務職員の標準的職務

(1) 学校事務職員が積極的に参画する職務は次のものとする。

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
学校経営	学校企画運営に関する こと	・学校企画運営に関わる会議への参画 ・学校予算委員会の企画、運営
	学校事務全般に関する こと	・学校事務の職務全般に係る教職員への助 言
	校内諸規定の整備に関 すること	・校内諸規定の制定、改廃

	教育活動の支援に関する こと	・教育課程を実施するための 予算・執行及び決算
	危機管理に関する こと	・児童生徒の安全確保のため の環境改善
	施設環境整備に関する こと	・施設設備の整備計画への 参画

(2) 学校事務職員がつかさどる基本的な職務は次のものとする。

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
人事・給与	人事事務に関する こと	・採用・退職・転出入関係 事務 ・その他人事関係事務
	服務事務に関する こと	・服務関係諸願・届・報告 等
	給与に関する こと	・給与等の支給に関する 事務 ・諸手当の認定事務・報告
	旅費に関する こと	・旅費予算の執行計画及び 管理 ・旅費の請求及び支給に 関する事務
総務	情報管理に関する こと	・教職員に係る情報の管理 及び活用
	文書管理に関する こと	・文書の收受、配布、発送、 整理、保存及び廃棄等
	調査統計に関する こと	・学校基本調査等調査統計 事務
	監査・検査に関する こと	・監査・検査に関する事務
学務	学籍に関する こと	・転出入等学籍に関する 事務
	就学・修学保障に 関すること	・就学援助・就学奨励に 関する事務 ・その他就学・修学に 関する事務
	教科書に関する こと	・教科書に関する事務
財務	学校予算の関 すること	・学校予算の要求・編成・ 執行計画・決算及び報告
	経理に関する こと	・学校予算の執行及び経 理 ・学校予算に係る各種帳簿・ 証拠書類等の管理・保管 ・学年又は学級事務への 支援
	財務管理に 関すること	・施設設備の維持管理に 関する事務 ・備品、物品の出納、 管理
福利厚生	福利厚生に 関すること	・公立学校共済組合・互助 組合に関する事務 ・公務災害に関する事務 ・その他福利厚生に 関する事務
連携・渉外	共同実施（共同 学校事務室）に 関すること	・共同実施（共同学校事務 室）への参画と推進
	地域との連携に 関すること	・教育委員会・地域等との 連絡調整
その他	その他の職務に 関すること	・所属長が指示すること

(3) 事務主任以上が(2)に加えてつかさどる職務は次のものとする。

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
総務	情報管理に関すること	・情報公開及び個人情報保護についての助言
財務	経理に関すること	・学年又は学級事務への助言
	財務管理に関すること	・施設設備の維持管理に関する助言

(4) 事務主査以上が(2)(3)に加えてつかさどる職務は次のものとする。

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
学校経営	学校事務全般に関すること	・学校事務の職務全般に係る教職員への指導
総務	情報管理に関すること	・情報公開及び個人情報保護についての指導
財務	経理に関すること	・学年又は学級事務への指導
連携・渉外	共同実施(共同学校事務室)の運営に関すること	・グループ内の事務連携及び企画、連絡調整 ・事務幹の補佐及び連携推進 ・近隣校への事務支援

(5) 事務幹以上が(2)(3)(4)に加えてつかさどる職務は次のものとする。

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
連携・渉外	共同実施(共同学校事務室)の経営に関すること	・共同実施(共同学校事務室)において共同処理する事務の総括 ・共同実施(共同学校事務室)内の事務職員(室員)への指導助言 ・学校事務職員未配置校への支援 ・職務に関する地区の諸課題改善に向けた取組 ・市町村教育委員会やその他関係諸機関に意見具申し、効率的な共同実施(共同学校事務室)体制を整えること。 ・共同実施(共同学校事務室)に係る事務のうち、市町村教育委員会が別に定める事務について専決すること
	地域との連携に関すること	・教育事務所、市町村教育委員会、及びその他関係諸機関との渉外 ・共同実施(共同学校事務室)設置校との連絡調整
人材育成	人材育成に関すること	・事務職員の資質向上に向けた研修の企画

(6) 事務主幹以上が(2)(3)(4)(5)に加えてつかさどる職務は次のものとする。

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
連携・渉外	共同実施（共同学校事務室）間の総括と推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施（共同学校事務室）間の進捗状況を監督し、指導、調整 全県的視野から共通の課題や問題点について必要な指導、助言
人材育成	人材育成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 全県的なリーダーの育成 研修体制の整備について、県教育委員会及び市町村教育委員会に意見具申を行うこと

別表 2（第 6 条関係）

<p>室長の専決事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当の認定及び確認に関すること。 保管年限を経過した文書の廃棄に関すること。
--

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成30年3月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,144人
2	1/3の数	52,389人
3	1/6の数	26,195人
4	選挙人名簿登録者数	157,165人

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

甲府市公平委員会

委員長 望 月 政 男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部病院の項中「診療支援部長」の次に「、医療支援センター長」
を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成30年3月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成30年3月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 特定農地貸付（市民農園）の承認について
- 3 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 4 平成30年4月告示分農用地利用集積計画について
- 5 平成30年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 6 平成30年度甲府市農業委員会年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「1万3,000円」を「1万円」に、「9,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）」を「1万円」に、「1万1,000円」とを「9,000円」とに改める。

第12条第1項第3号中「扶養親族たる子又は」を削り、「ある職員」の次に「であって扶養親族たる子がないもの」を加え、同項第4号中「扶養親族たる子又は」を削り、「職員」の次に「であって扶養親族たる子がないもの」を加える。

第16条の6第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の110以上100分の180」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の134以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の98.5以上100分の110」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の119.5以上100分の134」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の92」を「100分の87」に、「100分の112」を「100分の107」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の47」を「100分の44.5」に、「100分の57」を「100分の54.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の43.5」を「100分の41」に、「100分の53.5」を「100分の51」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

2 当分の間、改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率について

ては、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員100分の180（改正後の規程第15条の5に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の220）
 - (2) 再任用職員 100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）
（その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表業務部、業務総室、工事検査課の項係の欄に「工事検査係」を加え、同表工務部、下水道管理室、下水道課の項中「下水道第一係、下水道第二係、管路維持第一係、管路維持第二係」を「整備係、維持第一係、維持第二係、維持第三係」に改める。

別表工務部、水道管理室、水道課の項第4号中「配水施設の調査、設計、施工及び維持管理」を「配水管理」に改め、同表工務部、水道管理室、浄水課の項第3号中「浄水」の次に「、送水、配水」を加え、同表工務部、下水道管理室、浄化センターの項第1号中「住吉」の次に「中継」を加える。

(甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局庁舎管理規程(昭和55年3月管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上下水道局本局庁舎、平瀬浄水場管理棟及び昭和浄水場管理棟、」を「上下水道局本局(以下「本局」という。)の庁舎、平瀬浄水場管理棟、昭和浄水場管理棟及び」に改め、「甲府市浄化センター」の次に「管理棟」を加え、「その附属物並びにこれらの構内敷地」を「その場内敷地並びに別表左欄に掲げる施設」に改める。

第4条を次のように改める。

(管理責任者)

第4条 本局の庁舎等の管理責任者は総務課長、平瀬浄水場及び昭和浄水場の庁舎等の管理責任者は浄水課長、甲府市浄化センターの庁舎等の管理責任者は浄化センター課長とする。ただし、別表左欄に掲げる施設については、同表右欄に掲げる者を管理責任者とする。

第6条第1項中「庁舎本館」を「本局の庁舎」に改め、同条第2項及び第3項中「庁舎閉扉後」を「本局の庁舎閉扉後」に改める。

第12条第1項中「上下水道局」を「庁舎等」に、「上下水道局職員の中から上下水道事業管理者が任命する。」を「第4条に規定する管理責任者の職にある者をもって充てる。」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

施設	管理責任者
宿直室	総務課長
休養室	総務課長
西庁舎書庫	総務課長
防災倉庫	総務課長
昭和北方水源（スポーツ施設及び資材置場を除く）	浄水課長
昭和北方水源スポーツ施設（管理棟含む）	総務課長
昭和北方水源資材置場	総務課長
昭和浄水場資材倉庫	総務課長
北部第1配水池	浄水課長
住吉中継ポンプ場	浄化センター課長
池添ポンプ場	浄化センター課長
附属施設	担当課長

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第16号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき、甲府市公共下水道事業計画の変更案を策定したので、下水道法施行令第3条の規定により公告する。

平成30年3月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

1 予定処理区域の名称

千塚処理分区、和田処理分区、藤川第一処理分区、鎌田川第一処理分区、二川処理分区、善光寺処理分区、里吉処理分区、山城第一処理分区、山城第二処理分区、濁川東1処理分区、濁川東2処理分区、山城1処理分区、山城2処理分区、山城3処理分区、善光寺1処理分区及び鎌田川処理分区

甲府市上下水道局告示第17号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき、峡東流域下水道関連甲府市公共下水道事業計画の変更案を策定したので、下水道法施行令第3条の規定により公告する。

平成30年3月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

1 予定処理区域の名称

中-1-1 処理分区、中-1-2 処理分区、中-1-4 処理分区、中-1-5 処理分区、中-2 処理分区、中-4 処理分区及び中-5 処理分区

甲府市上下水道局告示第18号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成30年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

指定番号	第236号
指定業者名	オートリ工業
所在地	中央市西花輪 2692-5
代表者	小林 要志

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により告示する。

平成30年3月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

- 1 甲府市下水道工事指定店
別紙名簿のとおり
- 2 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉保健部、福祉保健総室の項中「健康衛生班」を「健康増進班」に改め、「生活福祉班」の項を削り、同表「保健所設置班」の項の次に「健康政策班」、「健康増進班」、「衛生薬務担当課長班」の項を次のように加える。

福祉保健総室 （福祉保健総室 長）	健康政策班 （健康政策課長）	部内各班への応援に関する事。
	健康増進班 （健康増進課長）	1 感染症予防指導に関する事。 2 感染症の発生時等の消毒作業に関する事。 3 傷病者の収容及び応急手当に関する事。 4 医療救護運営連絡会議の運営に関する事。 5 災害による遺体の処理に関する事。 6 公私医療機関との連絡に関する事。 7 地域保健活動チームの活動調整に関する事。 8 避難行動要支援者等の対応に関する事。
	衛生薬務担当課 長班（衛生薬務担 当課長）	部内各班への応援に関する事。

別表第1福祉保健部、長寿支援室の項中「地域包括支援班」を削り、同表「高齢者福祉班」の項の前に「生活福祉班」の項を次のように加える。

長寿支援室 (長寿支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する事。
-------------------	-------------------	----------------

別表第1産業部、農林振興室の項中「農地再生担当課長班」を「就農支援班」に改め、同表「農政班」の次に「就農支援班」の項を次のように加える。

農林振興室 (農林振興室長)	就農支援班 (就農支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関する事。 3 農業団体等との連絡調整に関する事。 4 農業用施設等の被災証明書の交付に関する事。 5 農道、農業用施設等の被害状況調査及び復旧工事に関する事。 6 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関する事。
-------------------	-------------------	---

別表第1建設部、まち開発室の項中「都市計画班」の次に「立地適正化担当課長班」の項を次のように加える。

まち開発室 (まち開発室長)	立地適正化担当課長班 (立地適正化担当課長)	部内各班への応援に関する事。
-------------------	---------------------------	----------------

別表第1病院部、病院事務総室の項中「診療支援班」の次に「医療支援センター班」の項を次のように加える。

病院事務総室 (病院事務総室長)	医療支援センター班 (医療支援センター長)	医療班への応援に関する事。
---------------------	--------------------------	---------------

別表第1教育部、生涯学習室の項中「生涯学習文化班」を「生涯学習班」、「歴史文化財班」に改め、「冬季国体班」を削除し、同表「スポーツ班」の前に「生涯学習班」、「歴史文化財班」の項を次のように加える。

生涯学習室 (生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	部内各班への応援に関する事。
	歴史文化財班 (歴史文化財課長)	文化財の被害状況の調査及び保全措置に関する事。

	スポーツ班 (スポーツ課長)	部内各班への応援に関する事。
--	-------------------	----------------

別表第2(別紙その1)の危機管理部、危機管理室の項中に「危機管理課」を加え、産業部、産業総室・農林振興室の「農地再生担当課長」を「就農支援課」に改める。

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・防災指導課・危機管理課
産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農政課・就農支援課・林政課

別表第2(別紙その2)の産業部、産業総室・農林振興室の「農地再生担当課長」を「就農支援課」に改める。

部等	室等	部長が指名する職員の課等
産業部	全室	総務課・農政課・就農支援課・林政課・農業委員会事務局

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年3月30日

甲府市地震災害警戒本部長
甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉保健部、福祉保健総室の項中「健康衛生班」を「健康増進班」に改め、「生活福祉班」の項を削り、同表「保健所設置班」の項の次に「健康政策班」、「健康増進班」、「衛生薬務担当課長班」の項を次のように加える。

福祉保健総室 （福祉保健総室長）	健康政策班 （健康政策課長）	部内各班への応援に関する事。
	健康増進班 （健康増進課長）	1 公私医療機関との連絡に関する事。 2 応急医療体制の準備に関する事。 3 避難行動要支援者等の事前避難等に関する事。
	衛生薬務担当課長班 （衛生薬務担当課長）	部内各班への応援に関する事。

別表第1福祉保健部、長寿支援室の項中「地域包括支援班」を削り、同表「高齢者福祉班」の項の前に「生活福祉班」の項を次のように加える。

長寿支援室 （長寿支援室長）	生活福祉班 （生活福祉課長）	部内各班への応援に関する事。
-------------------	-------------------	----------------

別表第1産業部、農林振興室の項中「農地再生担当課長班」を「就農支援班」に改め、同表「農政班」の次に「就農支援班」の項を次のように加える。

農林振興室 (農林振興室長)	就農支援班 (就農支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業団体等の施設、設備への応急対策に関すること。 2 農業団体等との連絡調整に関すること。 3 農道、農業用施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4 農業集落排水施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
-------------------	-------------------	---

別表第1建設部、まち開発室の項中「都市計画班」の次に「立地適正化担当課長班」の項を次のように加える。

まち開発室(まち開発室長)	立地適正化担当課長班 (立地適正化担当課長)	部内各班への応援に関すること。
---------------	---------------------------	-----------------

別表第1病院部、病院事務総室の項中「診療支援班」の次に「医療支援センター班」の項を次のように加える。

病院事務総室(病院事務総室長)	医療支援センター班 (医療支援センター長)	医療班への応援に関すること。
-----------------	--------------------------	----------------

別表第1教育部、生涯学習室の項中「生涯学習文化班」を「生涯学習班」、「歴史文化財班」に改め、「冬季国体班」を削除し、同表「スポーツ班」の前に「生涯学習班」、「歴史文化財班」の項を次のように加える。

生涯学習室(生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	部内各班への応援に関すること。
	歴史文化財班 (歴史文化財課長)	文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	部内各班への応援に関すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

任免辞令

(市長事務部局)

市長直轄組織	危機管理室	室長	矢野 均
総務部		部長	輿石 十直
市民部	税務統括監	部長	曾雌 芳典
市民部	市民総室 総務課	課長補佐	京嶋 哲
市民部	収納管理室 滞納整理課	係長	雨宮 国彦
福祉保健部	長寿支援室 障がい福祉課	課長補佐	小池 洋
福祉保健部	長寿支援室 障がい福祉課	課長補佐	櫻林 晋二
子ども未来部	子ども未来総室 子ども保育課	技能主任	堀内 秋子
子ども未来部	子ども未来総室 子ども保育課	係長	柳川 真由美
環境部	環境総室 総務課	統括主任	川野 典人
環境部	廃棄物対策室 減量課	課長	萩原 貫二
環境部	廃棄物対策室 減量課	技能主任	三浦 正幸
環境部	廃棄物対策室 収集課	技能主任	平山 久一
環境部	廃棄物対策室 収集課	統括主任	赤澤 利雄
環境部	廃棄物対策室 収集課	技能主任	清水 淳
環境部	廃棄物対策室 処理課	統括主任	初鹿 祐二
環境部	廃棄物対策室 処理課	統括主任	山田 実
産業部	産業総室	室長	樋口 優子
産業部	農林振興室	室長	小林 正実
産業部	農林振興室 農政課	主任	安部 美智子
産業部	農林振興室 林政課	作業主任	小池 光男
建設部		部長	秋山 益貴
建設部	建設総室 住宅課	課長	坂本 雅哉
建設部	まち開発室 都市整備課	主幹	深澤 積
建設部	まち保全室 公園緑地課	技能主任	望月 多加志
建設部	まち保全室 道路河川課	主幹	網野 仁
	会計管理者	室長	石原 賢二
市立甲府病院	看護部	副看護部長	神宮司 勝美
市立甲府病院	看護部	看護部長	小田切 まさこ
市立甲府病院	看護部	看護師長	窪島 則子

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

環境部 部長 亀田 光仁

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

市長直轄組織	都市戦略室	シティプロモーション課	主任	佐野	いずみ
市長直轄組織	危機管理室	防災企画課	係長	伊藤	潤
市民部	収納管理室	収納課	主任	上野	聡子
福祉保健部	福祉保健総室	保健所設置課	係長	中村	圭太
福祉保健部	福祉保健総室	生活福祉課	係長	三浦	顯承
子ども未来部	子ども未来総室	子ども支援課	係長	立川	みわ
子ども未来部	子ども未来総室	子ども保育課	主事	渡邊	郁美
子ども未来部	子ども未来総室	子ども保育課	主任	小林	奈美
環境部	廃棄物対策室	減量課	係長	市川	和徳
産業部	農林振興室	林政課	技師	清水	浩香
産業部	市場経営室	経営管理課	主任	桑原	秀明
建設部	まち開発室	都市計画課	技師	加藤	友浩
市立甲府病院	診療部		医師	渡邊	博
市立甲府病院	診療部		科長	辰巳	明久
市立甲府病院	診療部		医師	石田	剛士
市立甲府病院	診療部		医師	杉田	聖子
市立甲府病院	診療部		医師	内沼	裕幸
市立甲府病院	診療部		医師	名取	高広
市立甲府病院	診療部		科長	成松	巖
市立甲府病院	診療部		医長	笹津	聡子
市立甲府病院	診療部		科長	和久田	みゆき
市立甲府病院	看護部		副看護師長	石川	美好
市立甲府病院	看護部		主任	渡邊	逸美
市立甲府病院	看護部		主任	古川	優子

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成30年 3月31日

(議会事務局)

議会事務局 部長 古屋 昭仁

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成30年 3月31日

(教育委員会)

教育部			部長	小林	和彦
教育部	教育総室	甲府商科専門学校事務局	課長補佐	中込	好和
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	課長補佐	米山	良夫
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	係長	望月	敏彦
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	課長補佐	森澤	正人
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	係長	橘田	衛
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	係長	薬袋	正
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	主幹	土屋	明彦

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	係長	遠藤	洋
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	係長	堀内	亨

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成30年 3月31日

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局		室長	石川	甚徳
------------	--	----	----	----

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成30年 3月31日

(監査委員事務局)

監査委員事務局		室長	樋口	昇
---------	--	----	----	---

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成30年 3月31日

(上下水道局)

業務部			部長	堀内	正仁
業務部	営業管理室		室長	大須賀	貢
業務部	営業管理室	給排水課	課長補佐	土橋	寛
工務部			部長	深澤	隆

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

工務部	水道管理室	浄水課	技師	伊藤	紫織
-----	-------	-----	----	----	----

工務部 水道管理室
退職を承認する

浄水課

技師

有 野 貴

以 上 発令日 平成30年3月31日